

死亡による返還免除の願い出について

奨学生ご本人におかれましては、御逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本機構の奨学生であった方が死亡した場合は、相続人からの願い出により奨学金の返還を免除する制度があります。

返還免除申請をする場合、本機構指定の書類をととのえ、本機構 返還総務課へご提出いただきますようお願いします。

なお、書類の提出がない場合、また書類に不備があった場合は、返還免除を認めることはできませんので、ご承知おきください。

奨学金返還免除申請に必要な書類は下記のとおりです。

① 給付奨学金返還免除願

② 証明書（本人死亡の事実を確認するための書類）

下記の**いずれか一通(コピー不可)**を役所から取り寄せてください。

- 戸籍謄本／全部事項証明
- 戸籍抄本／個人事項証明
- 住民票

ご注意！ 上記②において、住民票を提出する際は、個人番号部分を非表示とした住民票を取得してください。

給付奨学金返還免除願は、下記の注意事項および裏面の記入例等を参照し、もれなく記入してください。

【免除申請についての注意事項】

- ◎ 返還免除承認まで口座振替請求・払込通知書の停止はしておりません。
- ◎ 収還免除申請により免除となる額は、審査終了時の返還未済額となります。よって、審査終了までに返還が行われた場合、返金することはできません。
- ◎ 本人死亡までの返還が延滞となっている場合は、返還できなかつた事情が分かる証明書の提出が必要となります。
- ◎ 収還免除の審査結果は、本機構で申請書類を受理後、概ね1～2か月後に文書でお知らせします。

提出・照会先

独立行政法人日本学生支援機構 返還総務課

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

TEL 03-6743-6044

月曜～金曜：9時00分～17時00分（土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く）

様式1-3：給付奨学生

【給付奨学生返還免除願の記入について】

- ◎ 相続人欄に自署をしてください。
続柄は、奨学生本人から見た続柄を記載してください。
例：相続人が奨学生本人の父または母の場合
【誤】 続柄に「子」または「長男」と記載。
【正】 続柄に「父」または「母」と記載
- ◎ 本人死亡時に**配偶者**がいる場合、**相続人は配偶者**としてください。
- ◎ 相続放棄している場合は、ご相談ください。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた情報は、返還免除の関連業務のために利用し、その他の目的で利用することはありません。

参考：記入例

《給付奨学生用》

様式1-3

給付奨学生返還免除願			
独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿			提出日 年 月 日
	氏名(自署)	続柄	住所
相続人	機構 花子	母	〒162-0000 Tel 03 (XXXX)XXXX 東京都新宿区市谷 XX-XXXX ABCマンション105
機構奨学生の受給者が死亡したことにより返還ができなくなったため、 下記のとおり奨学生の返還免除をお願いいたします。 奨学生本人から見た続柄			
1	奨学生氏名	フリガナ	キコウ タロウ
		機構 太郎	
2	奨学生番号	奨学生の給付を受けた学校名	
	617-04-723456	左内坂大学	

必ず記入してください。